

神 戸 市 公 報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市

編集兼印 戸 市 長 刷発行人

発行日毎 火 Н 调

4	_
	不
	\1\

▽地縁に。	よる団体の認可についての告示事項
の変更	(押部谷町木津自治会)

[企画調整局参画推進課] 1303

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (鴨子ヶ原三丁目自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1303

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (丸塚自治会)

> 「企画調整局参画推進課】 1304

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (篠原台北自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1305

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (東白川台自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1305

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (二ツ屋自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1306

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (八多町柳谷自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1306

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (舞多聞西1丁目北自治会)

> 「企画調整局参画推進課】 1307

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(本山中町三丁目自治会)

[企画調整局参画推進課] 1308

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (妙法寺住宅自治会)

> 「企画調整局参画推進課】 1308

▽令和4年度 神戸市国民健康保険基礎賦課

額の保険料率 [福祉局国保年金医療課] 1309 ▽令和4年度 神戸市国民健康保険後期高齢

者支援金等賦課額の保険料率

[福祉局国保年金医療課] 1310

▽令和4年度 神戸市国民健康保険介護納付 金賦課額の保険料率

[福祉局国保年金医療課] 1310

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(花山台自治会)

「企画調整局参画推進課 1310

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (藤原台中町目自治会)

[企画調整局参画推進課]

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更 (藤原台南町自治会)

> [企画調整局参画推進課] 1312

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(百合ヶ丘むつみ会)

> [企画調整局参画推進課] 1312

▽放置自転車等の撤去及び保管

「建設局西建設事務所」 1313

公 告

▽総合評価落札方式一般競争入札による契約 の締結(神戸市下水道施設・設備情報シス テム再構築業務)

> [建設局下水道部経営管理課] 1314

▽神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神 戸農業振興地域整備計画案の縦覧等

> [経済観光局農政計画課] 1323

▽一般競争入札による契約の締結(王子公園 内スポーツ施設調査等委託業務)

> [文化スポーツ局スポーツ企画課] 1324

▽農用地利用集積計画の決定(一般)

「農業委員会事務局」 1328

▽農用地利用集積計画の決定 (解除条件付)

[農業委員会事務局] 1332

▽農用地利用集積計画の決定(所有権移転)

[農業委員会事務局]

▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更

[経済観光局農政計画課] 1336

▽開発行為に関する工事の完了(東灘区鴨子

1337 ケ原1丁目) [都市局都市計画課]

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決 定(福祉情報システム・介護保険認定シス テム及び総合事業システムの保守業務一式)

> [福祉局くらし支援課] 1337

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決 定(課税システムの運用保守業務一式)

> 1338 [行財政局税務部税務課]

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決 定(税収滞納システムの運用保守業務一式)

> [行財政局税務部税務課] 1339

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(福祉情報・生活保護システムの再構築に係るデータ移行支援(令和4年度対応)

業務) [福祉局くらし支援課] 1340

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決 定(福祉情報システム・生活保護システム 等の再構築支援業務)

[福祉局くらし支援課] 1340

消 防 局

▽神戸市火災予防条例及び神戸市火災予防規 則に規定する消防長が定める講習(平成 23年5月16日消防告示第1号)の一部改 正 [消防局予防部査察課] 1341

監査委員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 1342

告 示

神戸市告示第164号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

押部谷町木津自治会

- (2) 主たる事務所 神戸市西区押部谷町木津654番地
- (3) 代表者の氏名中西 基浩
- (4) 代表者の住所 神戸市西区押部谷町木津532番地
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「笹山 太之」を「中西 基浩」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町木津406番地」を「神戸市西区押部谷町木津532番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第165号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称 鴨子ヶ原三丁目自治会
 - (2) 主たる事務所 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目29番38号
 - (3) 代表者の氏名

大原 一幸

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区鴨子ケ原3丁目27番5号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「畑尾 佳伸」を「大原 一幸」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目17番27号」 を「神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目27番5号」 に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月2日

神戸市告示第166号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

丸塚自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区丸塚1丁目16番2号

(3) 代表者の氏名

北井 保秀

(4) 代表者の住所

神戸市西区丸塚1丁目17番3号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「人見 雅哉」を「北井 保秀」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区丸塚1丁目13番11号」を「神戸市西区丸塚1丁目17番3号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第167号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称 篠原台北自治会
 - (2) 主たる事務所 神戸市灘区篠原台18番25号
 - (3) 代表者の氏名 柳生 雄寛
 - (4) 代表者の住所 神戸市灘区篠原台20番13号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名 「種田 章江」を「柳生 雄寛」に改める。
 - (2) 代表者の住所 「神戸市灘区篠原台21番5号」を「神戸市灘区篠原台20番13号」に改める。
- 3 変更の年月日 令和4年4月10日

神戸市告示第168号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称 東白川台自治会
 - (2) 主たる事務所 神戸市須磨区東白川台2丁目10番1号
 - (3) 代表者の氏名 高橋 正敏
 - (4) 代表者の住所 神戸市須磨区東白川台 4 丁目22番14号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「塩崎 一徳」を「髙橋 正敏」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区東白川台2丁目8番9号」 を「神戸市須磨区東白川台4丁目22番14号」 に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第169号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称
 - 二ツ屋自治会
 - (2) 主たる事務所 神戸市西区二ツ屋1丁目9番1号
 - (3) 代表者の氏名

吉川 益夫

(4) 代表者の住所 神戸市西区二ツ屋1丁目14番11号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「吉川 茂信」を「吉川 益夫」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区二ツ屋1丁目15番1号」を「神戸市西区二ツ屋1丁目14番11号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月13日

神戸市告示第170号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

八多町柳谷自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区八多町柳谷1196番地

(3) 代表者の氏名

南 暢英

(4) 代表者の住所

神戸市北区八多町柳谷1196番地

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区八多町柳谷1070番地」を「神戸市北区八多町柳谷1196番地」に改める。

(2) 代表者の氏名

「蓮池 秀樹」を「南 暢英」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区八多町柳谷1070番地」を「神戸市北区八多町柳谷1196番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月31日

神戸市告示第171号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

舞多聞西1丁目北自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号

(3) 代表者の氏名

石田 靖人

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番14号」 を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号」 に改める。

(2) 代表者の氏名

「杉原 範昭」を「石田 靖人」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番14号」 を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目19番4号」 に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月16日

神戸市告示第172号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

本山中町三丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区本山中町2丁目13番5号

(3) 代表者の氏名

森 良順

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区本山中町3丁目2番24号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「柏原 京子」を「森 良順」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市東灘区本山中町3丁目10番22号」 を「神戸市東灘区本山中町3丁目2番24号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第173号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定

により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称 妙法寺住宅自治会
 - (2) 主たる事務所 神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の9
 - (3) 代表者の氏名 與 尚久
 - (4) 代表者の住所 神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の9
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地 「神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の20」 を「神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の9」 に改める。
 - (2) 代表者の氏名 「秋田 恵子」を「與 尚久」に改める。
 - 「秋田 恵子」を「與 尚久」に改める。 (3) 代表者の住所
 - 「神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の20」 を「神戸市須磨区妙法寺字兀山18番地の9」 に改める。
- 3 変更の年月日 令和4年4月10日

神戸市告示第185号

令和4年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例 第24号)第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したの で、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率 令和4年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 8.41%
- 2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率 被保険者1人当たり 34,270円
- 3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率1 世帯当たり22,550円

神戸市告示第186号

令和4年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例 第24号。以下「条例」という。)第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15 条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例 第15条の10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 令和4年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 2.98%
- 2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 被保険者1人当たり 11,750円
- 3 世帯平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 1世帯当たり 7,730円

神戸市告示第187号

令和4年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。)第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率 介護納付金賦課被保険者に係る令和4年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.14%
- 2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率 介護納付金賦課被保険者1人当たり

14,660円

3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率 1世帯当たり 6,950円

神戸市告示第188号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

花山台自治会

- (2) 主たる事務所 神戸市北区花山台17番1号
- (3) 代表者の氏名 庄治 吉徳
- (4) 代表者の住所 神戸市北区花山台20番8号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「香山 智子」を「庄治 吉徳」に改める。

(2) 代表者の住所 「神戸市北区花山台20番8号」を「神戸市北区花山台20番8号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第189号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

藤原台中町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区藤原台中町3丁目6番7号

(3) 代表者の氏名

下地 孝幸

(4) 代表者の住所

神戸市北区藤原台中町3丁目2番11号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「吉田 英司」を「下地 孝幸」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区藤原台中町7丁目21番2号」 を「神戸市北区藤原台中町3丁目2番11号」

に改める。

3 変更の年月日 令和4年3月27日

神戸市告示第190号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

藤原台南町自治会

- (2) 主たる事務所 神戸市北区藤原台南町4丁目27番1号
- (3) 代表者の氏名 清水 和彦
- (4) 代表者の住所 神戸市北区藤原台南町5丁目14番23号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「安木 智子」を「清水 和彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号」 を「神戸市北区藤原台南町5丁目14番23号」 に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月24日

神戸市告示第191号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

自治会法人百合ヶ丘むつみ会

- (2) 主たる事務所 神戸市北区緑町 6 丁目33番11号
- (3) 代表者の氏名 井上 亜友美
- (4) 代表者の住所 神戸市北区緑町 6 丁目16番 3 号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名 「江篭平 成子」を「井上 亜友美」に改める。
 - (2) 代表者の住所 「神戸市北区緑町6丁目29番1号」を「神戸市北区緑町6丁目16番3号」に改める。
- 3 変更の年月日令和4年4月29日

神戸市告示第192号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、 及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

- ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
- イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- ウ 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め(日曜日、祝日を除く)連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から

1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管 自転車等の台数	うした	撤去し、及 び保管した 年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目	西神中央駅周辺内自転 車等放置禁止区域	自転車	6台	令和4年4 月7日	西区玉津町今 津字宮の西
西神保管所 電話992-3763	西神南駅周辺内自転車 等放置禁止区域	自転車	2台	令和4年4 日21日	333番地の1 建設局西建設
	西建設事務所管内自転 車等放置禁止区域外長	自転車	3台	令和4年4 月26日	事務所 電話912-3750
	期放置	原動機付自転車	1台)120 H	
西区学園西町 3丁目2番地 学園都市保管 所 電話795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	5台	令和 4 年 4 月12日	

公 告

神戸市公告第58号

総合評価落札方式一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下、「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約(以下、「特定調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下、「規則」という。)第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務
業務概要	下水道施設・設備情報システムの再構築
履行場所	落札者の事務所及び神戸市役所内。 また、本市との打合せは市が指定する会議室等とする。
履行期限	令和5年9月29日

2 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部施設課

TEL: 078-806-8715

3 契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課

TEL: 078-806-8036

E-mail: gesui gyomu kobo@office.city.kobe.lg.jp

4 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、 創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する 総合評価落札方式の入札案件である。

5 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度神戸市入札参加資格(物品等)を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく 更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務の一部を再委託 (再々委託を含む。) する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理又は再委託先へ直接の支払を行うことはない。
- (7) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体(対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。また、共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)(4)(5)の要件を全て満たす必要がある。また、共同企業体として参加する場合、単独で入札に参加すること、他の共同企業体の構成員として入札に参加することはできない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

なお、入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が、 開催日において入札参加資格要件を満たさなくなったときや、提出書類に虚偽の記載をした ときは、当該入札への参加を認めない。

6 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)の算出方法は次のとおりとする。 価格点=(1-入札価格/予定価格)×価格点に配分された得点の満点(価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。)
- (2) 技術等に対する得点 (以下 「技術点」 という。) については、落札者決定基準に従い、 評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。
- (4) 予定価格は事後公表とする。
- (5) 落札候補者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を上回る金額をもって入札した者のみを対象として「再入札」を行う。再入札によっても落札候補者となるべき者がいない場合には、不調打切とする。なお、再入札を行う場合は、予定価格をあらかじめ対象者に通知する。
- (6) 評価項目と配点

技術点	(大 1 2 3 4 5 6 7	分類の配点内訳) 事業遂行能力/基本方針 機能要件 非機能要件 構築要件 運用保守要件 運用保守の経済性 システムバージョンアップ要件	1, 500点
	8	その他	
	9	追加提案等	
価格点			500点
総合評			2,000点
価点			2,000無

7 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書による。

8 入札説明書等の配布

令和4年5月20日(金)~令和4年6月1日(水)

神戸市ホームページへ掲載するほか、3の担当部局で配布する。(担当部局での配布は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く午前9時~正午、午後1時~午後5時)

ただし、仕様書については、秘密保持誓約書の原本を受領後に配布する。

9 入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本件入札の参加希望者は、必要書類を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書 留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(2) 提出期限

令和4年6月9日(木)午後5時まで

郵送する場合は、令和4年6月9日(木)までに必着のこと。また、不慮の事故による 紛失又は遅配については考慮しない。持参による場合は、本市の休日を除く午前9時~正 午、午後1時~午後5時

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

入札に参加しようとするものは、次の書類を提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。申請書類は、全て日本語とするが、外国法人である場合、これらに相当するものの正本(外国語のままで可)に、日本語訳添付で可とする。

- ア 入札参加申込兼資格確認申請書(様式1)
- イ 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し ※ 電子入札用ID及びパスワードについては、見えないように加工すること。
- ウ 委任状(代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ)(様式2)
- 工 会社概要 任意様式
- オ 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書(様式3)
- カ 返信用封筒
 - ※共同企業体で参加を希望する場合は、ア、ウ、カの書類は代表事業者について、イ、 エの書類は構成事業者全てについて提出すること。

(5) 提出先

3の担当部局

10 入札及び提案書提出の日時及び方法

日時	令和4年7月15日(金)9時00分~10時00分
提出場所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課
提出方法	 (1) 持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。 提出部数は1部とする。 (2) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する。「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。 (3) 提案書については(1)の封筒とは別に提出するものとする。紙書類により提出すること。「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載する。
入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問 わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記 載すること。

なお、入札書には、仕様書に定める調達範囲の内、設計・開発業務に要する一切の諸経費を含めた総価を記載すること。

(2) 業務費内訳書について

入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務 費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額 にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額(税抜き) と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。

(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。

(1) 入札書(様式5)

提出書類

代表者又は受任者が記名押印した原本1部を封筒に入れ、封緘すること。 封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、入札件名「神戸市下水道施設・ 設備情報システム再構築業務」及び入札参加者名を記入すること。なお、10 か年の運用保守の上限は65、550千円(消費税及び地方消費税相当額を除く) とする。

(2) 提案書(任意様式)

11部(正本1部、副本10部)

(3) 機能要件·機能実現証明書(提案書記載要領別紙)

11部(正本1部、副本10部)

- (1) 仕様書に示す本市の要求事項に対し、提案書記載要領に示す各項目の記載内容に基づき、漏れなく提案書(任意様式)に記載すること。なお、提案書にはページ番号を記載すること。
- (2) 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。

提案書 作成要領

- (3) 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案 する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、本 市の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、そ の相違点が明確に分かるように記載すること。
- (4) 仕様書に記載されていない項目で、追加の提案を行う場合は、提案書の 最後に「追加提案」として記載すること。なお、提案内容により、追加提 案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。
- (5) 本市の委託契約約款について、原則として、変更は受け入れられないが、 条項の付加及び除外の必要がある場合には、提案書の最後に「委託契約約 款の変更」として、変更案の内容を明示すること。ただし、あくまで事業 者案の位置づけであり、本市が変更可否を検討する。
- (6) 提案書のページ数は、1部につき100ページまでとする。用紙サイズは、

A 4 (縦横不問) とし、提案書、機能要件・機能実現証明書をあわせて、 2 穴とじフラットファイルに綴じること。(ページ数の下限は、設けない。)

- (7) 提案書の説明は、専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。提案書記載要領の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい提案書は評価できないことがある。
- (8) 提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものを一部提出すること。

入札 保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号に基づき、入札保 証金は免除とする。

- (1) 以下の場合、当該入札は失格とする。
 - ① 提案書の全部又は一部を提出しない場合及び提案書の提出枚数が、指定の枚数を超過する場合
 - ② 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合
 - ③ 提案書に虚偽の記載がある場合
 - ④ その他提案書に関して適正な評価ができない場合
- (2) 必要に応じて入札者に対して提案書に関する説明を求めることがある。 この場合、令和4年7月29日(金)午後5時までに連絡する。説明には、配 置予定技術者及び提案書の説明ができる者の出席を求める。

なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。

- (3) 提出後の提案書の訂正や差し替えは認めない。
- (4) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

その他

- (5) 提案書の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。
- (6) 提出された提案書は返却しない。
- (7) 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。
- (8) 入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を市に提出すること。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、 不利益な取扱いを受けるものではない。

(9) 提案内容についてわかりにくい部分を補足するため、本市から提案書に関する質問を送付する。令和4年7月29日(金)までに電子メール又は書面により送付するので、令和4年8月12日(金)までに回答を行うこと。本市からの質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。

11 開札予定日時及び方法

目	時	令和4年9月22日(木)10時30分を予定
場	所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
<i></i>	///	神戸市建設局下水道部経営管理課 第1会議室
		(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の
		開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合にお
		いて、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職
		員を立ち会わせるものとする。
		(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることがで
		きない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
		回をすることができない。 (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開
		札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
		(4) 10の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書
		(期限までに到達しなかった場合を含む。) は、これを無効とする。
		(5) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者の
		した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には
		落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認さ
		れた者であっても、落札決定の時において4に規定する競争入札参加資格
		を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものと
		<i>t</i> 3.
	».I.	(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が
方	法	入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと 認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されて
		おめられるとさな、自該人札音は無効とする。 未務負内試音が添れされて いない場合(4)の規定により無効となった場合を含む。) も、当該入札書を
		無効とする。
		(7) 提案書の提出がない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)は、
		当該入札を無効とする。
		(8) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しない
		ものとする。
		(9) 開札場には、入札者又はその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行
		立会人以外の者は入場することができない。
		(10) 開札場に入場する入札者又はその代理人は、一入札者当たり2人以内に
		すること。
		(11) 開札に立ち会わない場合は、その旨事前に電話連絡すること。 (12) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場す
		14 入札有又はその八連八は、開札開始時刻後においては、開札場に入場9 ることができない。
		(13) 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の
		提示を求める場合がある。また、代理人をして入場させる場合においては、
		開札の立会いに関する委任状(任意様式)を提出しなければならない。
		(14) 入札者又はその代理人は、当該入札に参加した他の入札者の代理人とな
		•

ることはできない。

(LS) 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。 (詳細は落札者決定基準による)
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は事後公表とする。
 - イ 技術点の合計(対象とする項目は落札者決定基準による)が基準点に満たない場合は 失格とする。
 - ウ 仕様書に記載の本市が求める要件のうち一つでも実現できないものがある場合は失格 とする。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、価格点の高い者を落札者とする。この場合において、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)
- (3) 提案書記載要領に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

13 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者 (組合 (共同企業体を含む。) にあってはその構成員) の 関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効と する。

ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等 (会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法 (平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上 記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (2) 応札費用及び提出書類の取扱い
 - ア 当該入札の応募のためにかかる費用は、応札者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、当該入札の終了後も返還しない(ただし、期限までに入札辞退届が提出された場合は、提案書・入札書は返却する)。また、本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
 - ウ 本市は、提出書類を当該入札以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。
 - エ 本市が指示する場合を除き、提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
 - オ 提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、 意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となって いるものを使用した結果生じた責任については、入札参加者が負うものとする。
- (3) 本市からの提示資料の取扱い 本市が提供する資料は、当該入札の参加に係る検討以外の目的で使用することはできない
- (4) 契約手続きに関する言語は日本語とする。
- (5) 「神戸市情報セキュリティ基本方針及び同対策基準」については、神戸市ホームページ に掲載している。

https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html

14 Summary

- (1) Contract Content: Replacing the sewerage facility / equipment information system
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids: 5:00 P.M. June 9, 2022.
- (3) Deadline for submitting bids: 10:00 A.M. July 15, 2022.

(4) A contact point where tender documents are available: Management Division, Sewage Works Department, Public Construction Projects Bureau, Kobe City, Concordia Kobe, 3F, 3-1-7 Isobedori, Chuo-Ku, Kobe 651-0084, Japan. TEL +81-78-806-8036

神戸市公告第59号

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和4年5月23日の翌日から起算して15日間(令和4年6月7日まで)神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画 案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和4年6月7日の翌日から起算して15日以内(令和4年6月22日まで)に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和4年5月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 意見書の提出先等
 - (1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課
 - (2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出は、縦覧完了日の令和4年6月7日までの消印のあるものとします。

郵送及び持参先:郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

- イ 意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、 法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。
- ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。
- エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。
- (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として 取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時に その処理結果を公表します。

- 2 異議申出の際の提出先等
 - (1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課
 - (2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日(令和4年6月8日)から令和4年6月22日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先:郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有 権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者 が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・異議申出の年月日

神戸市公告第60号

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則 (昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

王子公園内スポーツ施設調査等委託業務

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

- (3) 納入場所 市が指定する場所
- (4) 予定価格 23,000,000円(税込)
- 2 入札に参加するものに必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格(物品等)を有すること。
- (3) (2)の要件を満たさない場合は、以下の要件を満たしていること。
 - ア 事業者及びその代表者が、直近1年間の国税及び地方税について滞納していないこと。
 - イ 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当していないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名 停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体(対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同企業体の構成員は上記(1)~(5)の要件をすべて満たす必要がある。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (7) 市内外において、複合型スポーツ公園の基本計画や基本設計の実績を要すること。
- (8) 月3回程度の定例的な打ち合わせに加えて、迅速な問い合わせ対応のため、60分前後で神戸市役所へ来ることができる事業所を有すること。
- 3 入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所1号館17階

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課(電話番号078-322-5803)

E-mail: simin-sports@office.city.kobe.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布,審査の通知の方法等について は,入札説明書によります。

- 5 入札説明書の交付期間及び交付方法
 - (1) 交付期間

公告の日から令和4年6月1日(水)まで

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所1号館17階

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課(電話番号078-322-5803)

(3) 交付方法

無料交付

- 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所
 - (1) 提出期間

公告の日の翌日から令和4年6月1日(水)まで(神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570) 神戸市役所1号館17階 神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課(電話番号078-322-5803)

- 7 入札書の提出期間及び提出方法
 - (1) 提出期限

令和4年6月13日(月)午前10時30分まで

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 (郵便番号650-8570) 神戸市役所1号館17階 神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 (電話番号078-322-5803)

- (3) 提出方法 持参すること。
- 8 開札の日時及び場所

令和4年6月13日(月)午前11時から 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570) 神戸市役所1号館19階 神戸市文化スポーツ局会議室

9 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 開札を欠席したとき。
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞

退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。 以下同じ。) と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかの該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会 社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除 く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者 (個人商店の場合は代表者。以下同じ。) が他方の 会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ② 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 11 落札者の決定の方法
 - (1) 落札者の決定は、「王子公園内スポーツ施設調査等委託業務」一式の総額により行う。「王子公園内スポーツ施設調査等委託業務」一式の総額は、仕様書4の3) に定める業務を実施した場合の総額とする。
 - (2) 落札者の決定は、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 12 手続において使用する言語及び通貨の種類日本語及び日本国通貨に限ります。
- 13 苦情の申し出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加す る者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加す るためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、 当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

神戸市公告第61号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年5月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還 に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (一般)

15	利用権の設定 和田地は部内		利用権を設定する土地			設定する	利用権		中京 (上地の	
を	可用権の設定 とうける者(こ)	利用権を設定 する者(甲)	土地の所在地	現況地目		開始年月日	貸 借 料	権利の種類	内容(土地の利用目的を含む。)	借賃の支払の 方法
	<i></i>		工地沙州在地	認定面積m²	更新の別	終了年月日	作物		9.07	
1.1	申戸市北区淡 可町	神戸市北区淡 河町	僧尾字平野	田 1,376	新規	本公告日 令和6年12月31日	1,376円/1筆	賃貸借権設定		毎年12月20日までに当該年
菔	藤原 浩之	清原 初美	2569-1 北区淡河町北	畑	新規		243円/1筆		普通畑として	に係る借賃の 全額を甲の指

		僧尾字平野 2570-1	243					利用	定する預金1座へ振り込む
		北区淡河町北 僧尾字平野 2570-2	田 1,441	新規		1,441円/1筆		水田として利 用	
		北区淡河町北 僧尾字平野 2571	田 2,334	新規		2,334円/1筆		水田として利 用	
		北区淡河町北 僧尾字内平野 2679	田 836	新規		836円/1筆		水田として利 用	
		北区淡河町北 僧尾字内平野 2683	田 1,660	新規		1,660円/1筆		水田として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18	神戸市北区有 野町	北区有野町二 郎字西浦 374-1	田 733	新規	令和4年5月31日 令和14年6月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人	坂元 隆	北区有野町二 郎字西浦	田 770	新規					
ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗		375-1 北区有野町二 郎字西浦 376-1	田 482	新規					
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18	神戸市北区八 多町	北区八多町附 物字狩俣池尻 243	田 1,570の内 925	新規	令和4年5月31日 令和14年6月30日		使用貸借権設 定	水田として利 用	
ロイー10 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長	山口 功	北区八多町附 物字狩俣 1151-1	923 田 2,916の内 500	新規					
新岡 史朗		II. = Nie >= ma. I.		%r 10	A 5- 4 6- 5- 1101 1-	05 000H / 1 M	E 12 11 16-211 1-5	tim 1.1	EEROB
₩戸市中央区 下山手通 5 丁 目 7 −18	神戸市北区淡河町 藤井 義孝	北区淡河町中 山字岡沢 697	田 2, 082	新規	令和4年5月31日 令和14年6月30日	35,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月 に乙の指定 る方法で支 う。
公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗									
神戸市西区神 出町	神戸市中央区 上筒井通	谷字中通	田 2,599	更新	本公告日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
穴田 勝浩	岡野 英雄	545							
	神戸市灘区弓木町								
神戸市西区神	雨宮 淳子 神戸市西区神	西区岩岡町岩	田	新規	本公告日		使用貸借権設	水田として利	
出町 一郎	出町 卸代江	岡字前場 2589-1 西区岩岡町古	2, 140 田	新規	令和5年3月31日		定	用	
प्य प्रामा	THE WILL	郷字前山 2750	973						
		西区岩岡町古郷字前山2754 西区岩岡町古	2,077	新規					
		西区岩岡町古 郷字前山 2755	2, 114	新規					
		西区岩岡町野 中字沌戸 817-1	田 800	新規					
		西区岩岡町野中字中筋 870	田 2, 145	新規					
神戸市西区学 園西町	神戸市西区櫨 谷町	西区櫨谷町栃 木字堂ノ前 268	畑 2, 337	新規	本公告日 令和7年3月31日	34,500円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として 利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
伊藤 篤司	藤本源								の全額を甲 住所へ持参
	神戸市西区櫨谷町								る。
	藤本 富子								

神戸市西区神出町	神戸市西区押部谷町	西区神出町古 神字大山口 772-1	田 2, 254	更新	本公告日 令和7年3月31日	20,905円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
中井 良文	大澤 周史 神戸市西区押	西区神出町古 神字大澤浦 798-4	田 2, 207	更新		20,469円/1筆			の全額を甲 住所へ持参 る。
	部谷町 大澤 元紀	西区神出町古 神字大澤浦 801-4	田 2, 472	更新		22,926円/1筆			
神戸市西区岩 岡町岩岡2133	神戸市西区岩 岡町	西区岩岡町古 郷字添池下 2819	田 1,512の内 1,030	更新	本公告日 令和7年3月31日	玄米65kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
有限会社 上 岩岡農芸 代表取締役 敦見 昌弘	小西 昌則	西区岩岡町古 郷字西場 3071	田 1,804	更新		玄米108kg/1筆			の全量を甲 住所へ持参 る。
神戸市西区伊 川谷町	神戸市西区伊 川谷町	西区伊川谷町 長坂字合助 5	田 2,354	更新	本公告日 令和9年3月31日	31,700円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	までに当該
赤松 常男	松井 儀智								度に係る借 の全額を甲 住所へ持参 る。
神戸市平野町藤田 彰大	神戸市西区平 野町	西区平野町中 津字橋爪 151-2	田 1, 175	新規	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
 水口 事/八	富岡 重一	西区平野町中 津字合ノ東 197	田 1,146	新規					
		西区平野町中 津字北浦 290-2	田 1,059	新規					
神戸市西区岩 岡町	明石市大久保 町	西区岩岡町岩岡字西場	田 3,037	更新	本公告日 令和9年3月31日	23,803円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	までに当該
安福 要	押部 涼太神戸市西区岩	950-4 西区岩岡町岩 岡字西場 953-7	田 3, 179	更新		24,916円/1筆			度に係る借 の全額を甲 指定する預 口座へ振り
	開町 押部 智幸	西区岩岡町岩 岡字西場 953-9	田 1,370	更新		10,737円/1筆			む。
	Mar H	西区岩岡町岩 岡字西場 959-1	田 1,130	更新		8,856円/1筆			
		西区岩岡町岩 岡字西場 960-1	田 2,914	新規		22,839円/1筆			
		西区岩岡町岩 岡字西場 977-2	田 1,129	更新		8,849円/1筆			
神戸市西区伊 川谷町	神戸市西区伊 川谷町	西区伊川谷町 前開字密教坊 246	田 677の内486	新規	本公告日 令和14年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
三譯 康嗣	古畑 正朔	210							の全額を甲 指定する預 口座へ振り む。
神戸市西区櫨 谷町	神戸市西区伊 川谷町	西区櫨谷町谷 口字真谷 651-1	田 388の内196	更新	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
田畑 喜登	柳瀬 公子	西区櫨谷町谷 口字真谷 651-1	田 388の内192	更新				農業用倉庫と して利用	
	神戸市西区学園西町	西区押部谷町 高和字溝田 593	田 1,083	新規	本公告日 令和14年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
	534=hU1		田	新規		20,000円/1筆			の全額を甲住所へ持参
野台	534-601 池田 泰之	西区押部谷町 高和字孫市 641-1	2, 255						る。
神戸市西区樫野台 多鹿 博之 神戸市西区平野町		高和字孫市		新規	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

野町 藤田 聡	野町 井嶋 茂樹	前字上松 106	1, 712		本公告日 令和14年3月31日			用	までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金
	神戸市西区平 野町 井嶋 百代								口座へ振り込む。
神戸市西区平 野町 松井 茂	神戸市西区平 野町 川崎 ゑみ子	西区平野町黒 田字山崎ノ上 7 西区平野町黒 田字山崎 47-2	3, 699	新規新規	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひようご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区押 部谷町 松下 績	西区押部谷町 高和字手古 504	田 2,994	新規	令和4年5月31日 令和14年6月30日	29,940円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。

神戸市公告第62号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用 集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年5月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、

甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置 を講ずべきことを勧告することができる。

- ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又 は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原 状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するため に要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失 が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に 対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (解付)

利用権の設定 和田佐た歌ウ	利用権を	設定する土地	<u>ı</u>	設定する	利用権			内容(土地の		
をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	新規 更新 の別	開始年月日終了年月日	貸 作	借料 物	権利の種類	利用目的を含む。)	借賃の支払の方法

川谷町布が 578 株式会社! ルエステー 中野	- F	西区伊川谷町 前開字縄手 927	田 1,905	新規	本公告日 令和7年3月31日	30,000円/1筝	賃貸借権設定	用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込む。
代表取締役 中野 邦彦									

神戸市公告第63号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用 集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年5月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所有権の移転を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が所有権の移転を受ける土地の所在、地番、地目及び面 積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について所有権の移転を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、所有権の 移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法、土地の引渡時期並びに所有権の移転に係 る当事者間の法律関係

別表のとおり

- 5 第2項に規定する土地についての所有権の移転の条件 この農用地利用集積計画に定めるところにより移転される所有権の条件は、別表に定める もののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 法律関係の失効

別表に定める所有権の移転の時期までに対価の全部の支払がなされなかったときは、この農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係は、失効する。

(2) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権が設定されている場合においては、所有権の移転を行う者(以下「甲」という。)は、別表に定める所有権の移転の時期までに、 当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。

(3) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期 の属する年度については、甲が負担する。

(4) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、所有権の移転を受ける者 (以下 「乙」 という。) が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(5) 法律関係の解除

甲又は乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この 農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係を解除す ることができる。

(6) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(7) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生 じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (所有権移転)

	所有権の移転を 受ける者(乙)		所有権の移転を 受ける土地				所有権の移転を 行う者 (甲)			所有権の移転の内容				所有権の	
				地目					土地の利	所有権移		対価の支払	土地の引	移転に係 る当事者 間の法律	
氏	名	住 所	所在及び地番	登記簿	現況	面積 (㎡)	氏	名	住所	用目的	転の時期		いの方法	き渡し時期	関係
藤原	秀旨	神戸市西区 岩岡町	神戸市西区岩 岡町野中字神 出道下1298- 2	田	田	577	梅谷	豪	神戸市西区竜が岡	水田として利用	令和 4 年 6 月 30 日	0円	-	令和 4 年 6 月 30 日	贈与
			神戸市西区岩 岡町野中字神 出道下1298- 3	田	田	567									
藤原	秀旨	神戸市西区 岩岡町	神戸市西区岩 岡町野中字神 出道下1301	田	田	396	梅谷	富子	神戸市西区 岩岡町	水田として利用	令和 4 年 6 月 30 日		令和4年6 月30日まで に対価の全 額を甲の住 所へ持参す る。	令和 4 年 6 月 30 日	売買

神戸市公告第70号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土地の表示

変更内容

市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	櫨谷町池谷	糀ケ谷	600番のうち 別図の斜線部分	2,816㎡のうち 166.85㎡	農業用施設用地 に用途区分を変 更する。
神戸	西	岩岡町岩岡	西嶋	261番のうち 別図の斜線部分	1, 652㎡のうち 80㎡	農業用施設用地 に用途区分を変 更する。

別図は省略する。

神戸市公告第72号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市東灘区鴨子ケ原1丁目6番7、6番8、6番9、6番10、6番11、6番12、6番12 の地先(水路)、6番13の一部、6番14の一部、6番14の地先(水路)、6番28、9番9、9 番10、9番11、6番25の一部、6番25の地先(水路)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市東灘区鴨子ケ原1丁目5番16号 公益財団法人 甲南会 代表理事 具 英成

3 許可番号

平成28年5月20日 第6675号

(変更許可 平成29年10月2日 第1308号)

(変更許可 平成31年4月12日 第1333号)

神戸市公告第73号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 福祉情報システム、介護保険認定システム及び総合事業システムの保守業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市福祉局くらし支援課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社野村総合研究所 代表取締役社長 此本 臣吾

東京都千代田区大手町1丁目9番2号

- 5 随意契約に係る契約金額 131,848,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続 次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいな いため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由 特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されてい

神戸市公告第74号

るため。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 課税システムの運用保守業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地神戸市行財政局税務部税務課神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所 神戸支店 神戸支店長 江崎 秀治 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 193,806,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務(以下「既契約特定役務」という。)につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 税収滞納システムの運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 神戸支社 神戸支社長 中田 洋介 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額 104,005,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務(以下「既契約特定役務」という。)につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第76号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 福祉情報・生活保護システムの再構築に係るデータ移行支援(令和4年度対応)業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市福祉局くらし支援課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社野村総合研究所 代表取締役社長 此本 臣吾 東京都千代田区大手町1丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 53,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいな いため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由

特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第77号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 神戸市福祉情報システム・生活保護システム等の再構築支援業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市福祉局くらし支援課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ITbook株式会社

代表取締役社長 石田 伸一

東京都港区虎ノ門3丁目1番1号

- 5 随意契約に係る契約金額
 - 50,996,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

平成30年12月に実施した「生活保護システム・福祉情報システム等の再構築検討支援業務 提案審査会」において、中長期に渡る支援計画等について高い総合評価を得て委託先として 選定されました。これまでの実績により本市業務に精通し、専門的な知見から継続的に支援 しているため。また、大規模かつ多岐に渡るシステムである福祉情報システム及び生活保護 システムの再構築事業は、数年に渡るプロジェクトとなり、一貫した中長期計画の下で実施 すべき不可分な業務であるため。

消 防 局

消防告示第1号

神戸市火災予防条例及び神戸市火災予防規則に規定する消防長が定める講習(平成23年5月16日消防告示第1号)の一部を次のように改正し、令和4年5月1日から適用する。

令和4年6月7日

神戸市消防長 鍵 本 敦

本則中「名称 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社」を「名称 一般財団法人神戸住環 境整備公社」に改める。

監 査 委 員

監査公表第3号

令和4年5月23日

 神戸市監査委員
 細
 川
 明
 子

 同
 藤
 原
 武
 光

 同
 山
 本
 嘉
 彦

 同
 山
 口
 由
 美

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求 (令和4年3月25日提出) について、同条第5項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき別紙のとおり公 表します。

記

請求人 団体A 代表者